

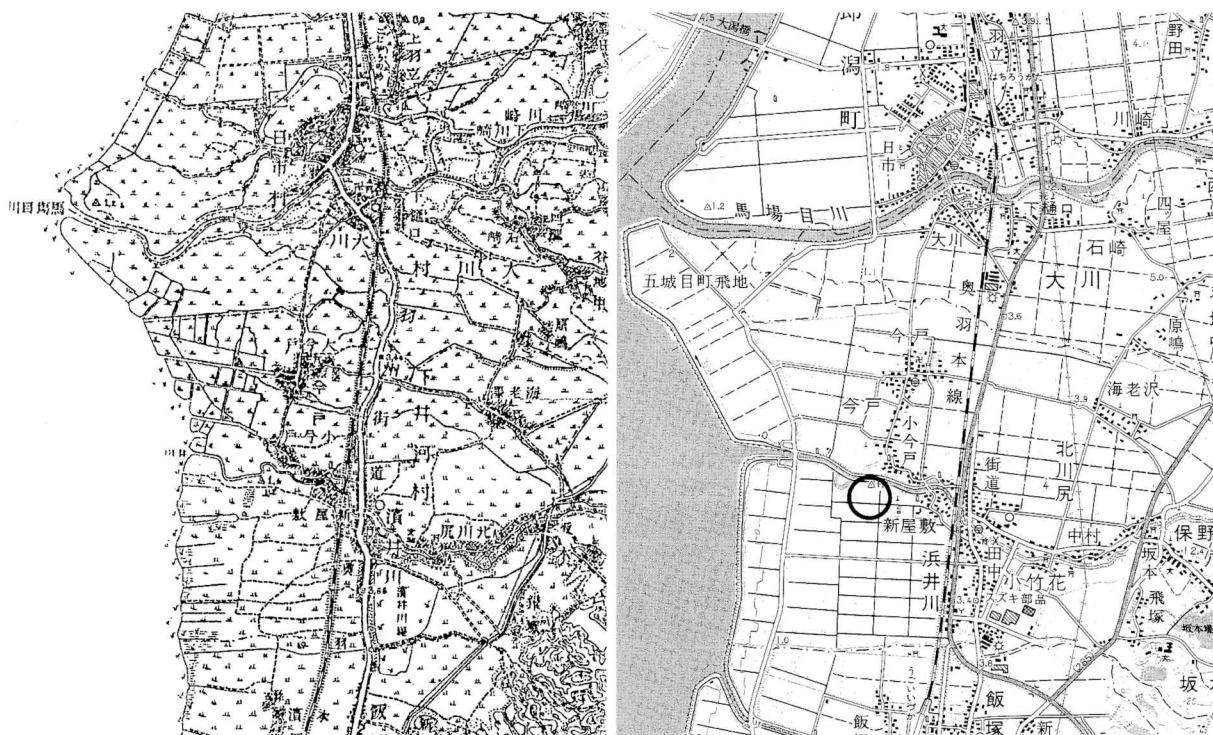
井川町洲崎遺跡とは何か ―― 洲崎遺跡に見る中世出羽北半の一樣相 ――

高橋 学*

はじめに

「かつて寺があった」という菅江真澄の記録に基づき、寺院跡として周知登録された井川町浜井川の洲崎遺跡は、平成9・10年県営ほ場整備事業に係り発掘調査が実施された。そして平成12年3月には秋田県教育委員会より『洲崎遺跡』^(註1)発掘調査報告書が公刊され、ここに発掘調査の終了を迎えたことになる。その一方で本遺跡については、調査中から報告書刊行に至る間を含め、刊行後にも様々な形で論考・資料紹介が示されている。^(註2)筆者も調査担当の一人として、各誌に発表の機会を得て、平成14年2月には検出道路に視点を置いた小考「発掘された中世の街道・古道―秋田県洲崎遺跡の事例を中心に―」^(註3)(以下では前稿とする)を『中世出羽の領主と城館』(高志書院)に収載させて頂いた。そこには、検出遺構・遺物の事実記載を客観的に収録するという主旨をもつ報告書では、言及できなかった考察・まとめにあたる箇所を追記した形となっている。しかしながら、筆者の力量不足を第一義として必ずしも正鵠を射た論考とはなっていないのも事実である。

そこで本稿は、大げさな表現だが「日本中世史」を語る上で必須になるであろう洲崎遺跡の資料を今後とも比較検討資料として活用できるように、必要な情報の発信を前稿の補遺を兼ねて提示するものである。なお紙数の関係で、遺跡の概要に関する事項は大幅に割愛している。この点については『洲崎遺跡』報告書と前稿を併せて参照して頂ければ幸いである。



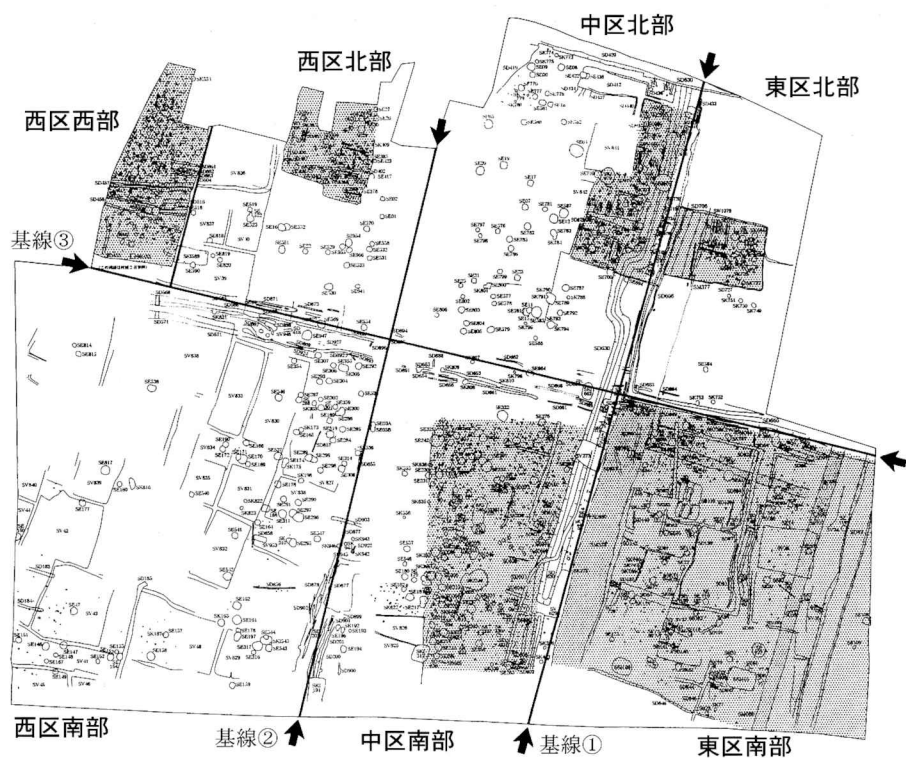
左：大正元年測量、右：平成5年発行 「1：50,000五城目」を80％に縮小
井川・馬場目川の流路と遺跡周辺の道路配置に注目

第1図 遺跡の位置

* 弘田柵跡調査事務所学芸主事



第2図 遺構配置図



第3図 調査地区区分図

本調査は、ほ場整備事業に伴うものであり、工事に伴い削平箇所のみを精査し、盛土箇所は現況のまま保存することを原則としていた。対象面積約3万㎡のうち、前者は面積にして9,350㎡であり(トーン貼付範囲)、この区域は全面的な精査を実施した。後者は表土・水田耕作層を除去した段階で遺構が露出(多くは井戸の木製部材)したものについてのみ精査を実施し、それ以外を未調査・現状保持とした。従って遺構配置図に見る遺構分布の偏在はこの調査法に起因することにも注意する必要がある。

1. 集落変遷から見る遺跡の概要

洲崎遺跡は野外調査及びその後の追跡調査・検討作業の結果、方2町(約218m)四方の区画外周を堀によって囲んだ集落跡であったことを確実なものとし(第1～4図)、その時期は13世紀後半代から16世紀後半あるいは末にかけてであり、近世には繋がらない。区画内には幅員8mの南北道路を基軸として、これに平行あるいは直交させる堀・溝(柵・塀か)・道路等を整然と配置させ、建物・竪穴状遺構・井戸・土坑等を構築する(第2図)。区画施設は更に東に展開する可能性を含み(第4図)、これら諸施設の配置・重複関係と出土遺物等から少なくとも5時期にわたる変遷が類推される。以下ではプレA～Dとした5期の集落変遷(第5図)を略述することで、遺跡の概要としたい。

プレA期：SM377道路が構築される時期である。最初は南北の道のみありきと見たい。次A期の集落形成にあたっての基軸となる道路は、堀・溝が作られる前段階に存在していたと想定する。本期の下限時期を13世紀後半とする。

A期：SM377道路が整備され、西側で平行するSD630堀が開削される時期である。これに同じ南北軸のSM660道路とSM202道路が新規に構築された可能性がある。該期は13世紀後半代と推測する。

本期を南北3本の道路で構成させることは、当該期に帰属する井戸9基の分布を前提とする(図中●印)。これらは井戸部材などの年輪年代測定結果に基づくものであり、陶磁器類の出土はない。3本の道路が同時期に整備されたのか否かは不明だが、集落が南北道路を軸として創設され、東西基軸は未成立であったと考える。

B期：SD706堀が新規に構築される時期である。これにA期から続くSM377道路とSD630堀、SM660・202道路が伴う。またSD706と近似した法量・断面形状を示すSD49(旧)堀も開削される。該期はSD706・49出土遺物から14世紀代と推定する。

本期の特徴は、SD49堀の開削により方2町の区画施設が完成したことを意味する。さらに南北基軸は前期同様に維持され発展を見せると共に、「L」字形のSD706開削を契機としたSM377以東における道路新設の可能性から新たに東西基軸が発生したと判断される。このことは集落内から東に向かう幹線の整備が始まったことを指す。

C期：SM377道路は厳然とその威容を示すものの、これに密接な関係を保っていた堀が規模の小さい溝に変質する時期である。また両側溝を伴うSM880道路が新規に形成され、東西の基軸が完成する。堀から溝への転換は、SD630からSD601へ、SD706からSD666に、SD49(旧)もSD49(新)となる。いずれも規模の縮小化は顕著ではあるものの、その配置・形態を見ると堀段階の後続施設としての位置づけは明瞭である。当該期は15世紀以降16世紀後半代までと幅があり、今後細分させる必要がある。

本期に登場するSM880は、方2町の推定区画の真ん中を東西に走る。また井戸の配置は前期までは南北方向の分布を示していたものが、ほぼ全域に点在あるいはSM880に沿うように東西方向に展開をもつとも読みとれる。さらに西区西部(第3図の地区区分図参照)は多くの建物が密集する地区だが、井戸の構築時期を見ると本期に入ってからこの場の使用がなされた可能性が高い。これは東西基軸の完成による集落域拡大の結果と考えられる。

D期：SM377道路の解体・廃絶直前期である。基本的な道路・堀・溝等の配置はC期を踏襲するも

のであるが、前期までと決定的に異なるのは、本集落の基軸となるSM377が、東西基線③以南との前提は伴うが、始めて重複関係が生じたことである。今まで各期を通してSM377路面及びその近辺には一切の施設と重複関係を持たなかった。このことは、基軸道路として維持され続けただけではなく、強い規制下に置かれていたことをも意味する。規制は本道路だけではなく、堀・溝を始め、建物・井戸・竪穴状遺構などの施設についても言える。ところが幅員8mを顕示してきたSM377道路も、本期に入りその規制が一部だけ崩れ始める。SM377はSD850とした区画溝にほぼ唯一切り込まれるのである。この溝と接続していたであろうSD64溝内から大窯3期(美濃)の陶器が出土していることから、これら溝の廃絶時期は16世紀後半あるいは末となろう。

ところで東区南部に見られるSD64・850を含む溝群は、最小区画を約10m四方(方形)とするように構築される。SD64北端東西溝は、C期に新設されるSM880道路の南側側溝(SD571)と同一軸線上にあたる。このことから方形区画溝の成立時期は、東西基軸道路であるSM880が整備された段階、

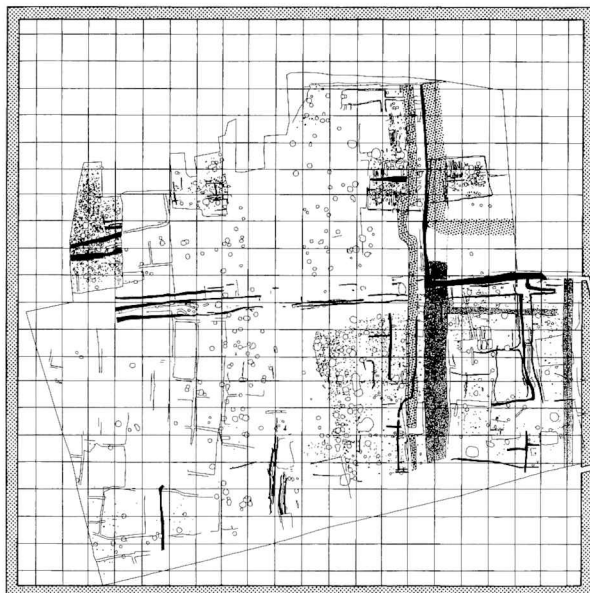


第4図 地積図・土壌図等から推測される堀・道路の配置

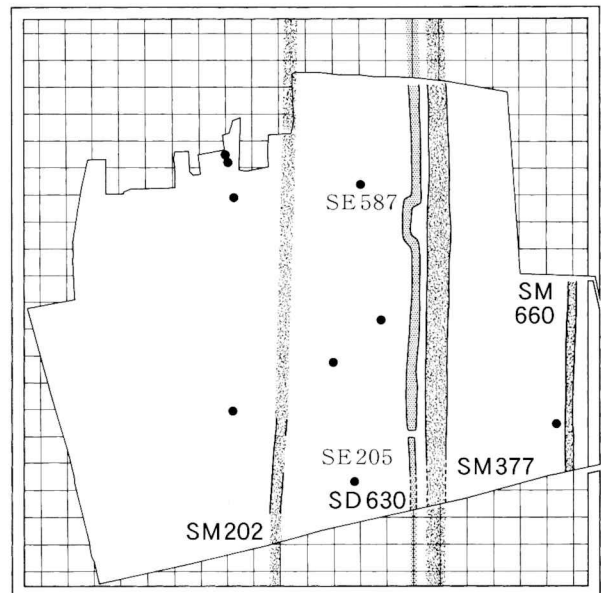
もしくはそれ以降と見る事が可能となり、前段の記述と矛盾しない。これら方形区画溝の新設が必然的に南北基軸道路の役割の変質・低下を招くこととなり、やがて集落全体は近世を目前に終焉を迎えることになるのである。

2. 課題・問題点の抽出

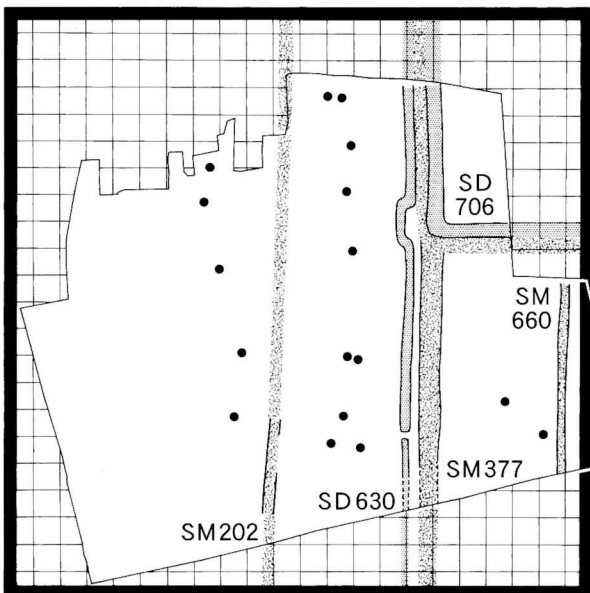
洲崎遺跡・集落の特徴は、前項で述べた変遷案に基づけば、道路を核とした各種施設構築の計画性と厳格な規制の継続にあり、その規制の僅かな後退が集落全体を崩壊へと導いていったことになる。では強い計画性と規制を保持し続けた洲崎の集落とは何者であったのか。筆者は前掲で次のように規定した。



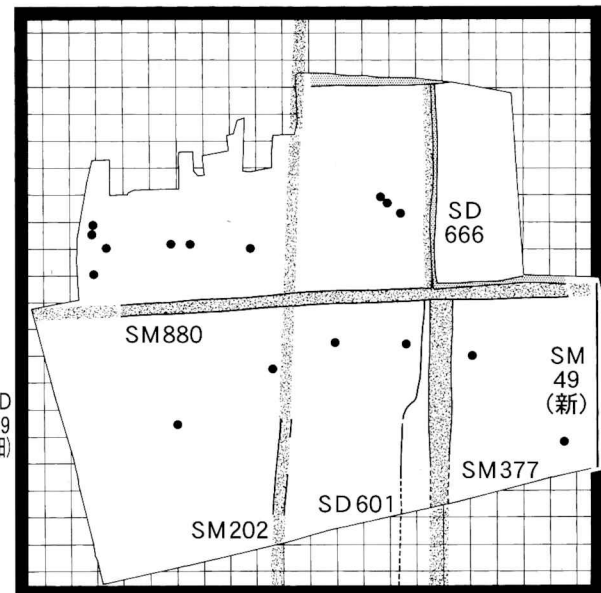
全体図 (方眼は方2町を縦横に22等分したもの、1マスは約10m四方となり、N-17°-Eの傾きがある。道路・堀等が方眼線上にのることに注目)



プレA・A期 SE587:「人魚供養札」出土井戸
SE205:「町割図」墨書板出土井戸



B期



C期

●は井戸

第5図 集落変遷模式図

本集落の成立以前プレA期には、南北道路沿いに非常設の「市」(市庭)が立てられていた?。この背後には橘公業・大河兼任が見え隠れする。集落が形をなすA期は南北道路北方(今戸ー大川、あるいは以北)に存在したであろう宗教施設を背景とした「宿」が成立する。「宿」にはそれまでの市庭を発展的に解消させ、常設の「市」として取り込んだのかもしれない。B期における東西道路と方2町区画堀の新設は、本集落の存立基盤となるであろう領主城館(坂本湊城?)への陸路開設と「湊」機能の整備を意味する。東西道路沿いには板碑(新屋敷板碑など)が造立され、新たに宗教施設(東伝寺?)も作られる。一方、南北道路北方を指向する「宿」も「湊」と一体化して継続する。この段階に入ると、安藤(安東)氏一族の強力な背景なしには説明できない。C期は「湊」(湯河湊?)機能の拡充と、「宿」は南北道路北方から東西道路東方側により指向を強める。当然「市」の機能も前期から内包させている。D期には「湊」の持続と、東西道路東方の宗教施設を集落内に取り込む形での「宿」及び「市」が存続する。そして近世を目前に集落は幕を閉じる。それは少なくとも300年間に亘り強固で一貫した規制を維持してきた集落が、その象徴であった南北道路S M377を地図上から抹消させたことと、全く無縁とは思えない。

この記述には、主に先学諸氏による文献史学や歴史地理学の研究成果援用と遺跡の位置・立地を含めた当該周辺地域の地勢を反映させてある。しかし一方で用語としての「市」「宿」「湊」の扱いにはもっと慎重にすべきであったと反省している。とは言っても表現方法などを除くと論旨そのものに大きな変更はなく、次項以降において「洲崎遺跡とは何か」をより明確に表示できるような文意の補強を実施する。

3. 集落成立前の様相

洲崎遺跡を成立させる素地は、古代に遡るとみたい。当該地区は古代において秋田郡域に入るとされるが、その北限は不明確である。しかしながら、律令制下における建郡は、秋田城を含む秋田郡が最北限となる。ここには五城目町石崎遺跡^(註4)と岩野山古墳群^(註5)が存在するが、平成11年に調査された同町中谷地遺跡^(註6)の発掘成果が前2遺跡に再評価を与えることとなり、少なくとも洲崎遺跡を含む馬場目川南岸までは律令制下に組み込まれた地域であったことが明快となった(第6図)。

中谷地遺跡は五城目町大川谷地中宇中谷地に所在し、標高6 m前後の沖積地に立地する。ここは平成8年、日本海沿岸東北自動車道建設に伴う分布調査により新発見された遺跡である。調査の結果、8世紀後半から9世紀後半までだが、9世紀前半代を主体とする時期に官衙あるいは官衙関連施設が掘立柱建物や板塀・溝跡等として検出され、隣接する河川跡からは多量の斎串・人形等の木製祭祀具等を含む木製遺物や墨書土器が出土したと報告されている。本遺跡の評価については、河川跡出土の祭祀具(形代類ー人形・馬形・鳥形・刀形・刀子形・鏃形、斎串等)や87点に及ぶ墨書土器の存在から、官衙に付随した律令祭祀の場であり、建物等は祭祀行為に伴う緒施設であったと判断される。その官衙とは西約500mに位置する石崎遺跡であり、石崎・中谷地に勤務していた官人の墓域が東方約750mの岩野山古墳群にあたると推測されるのである。

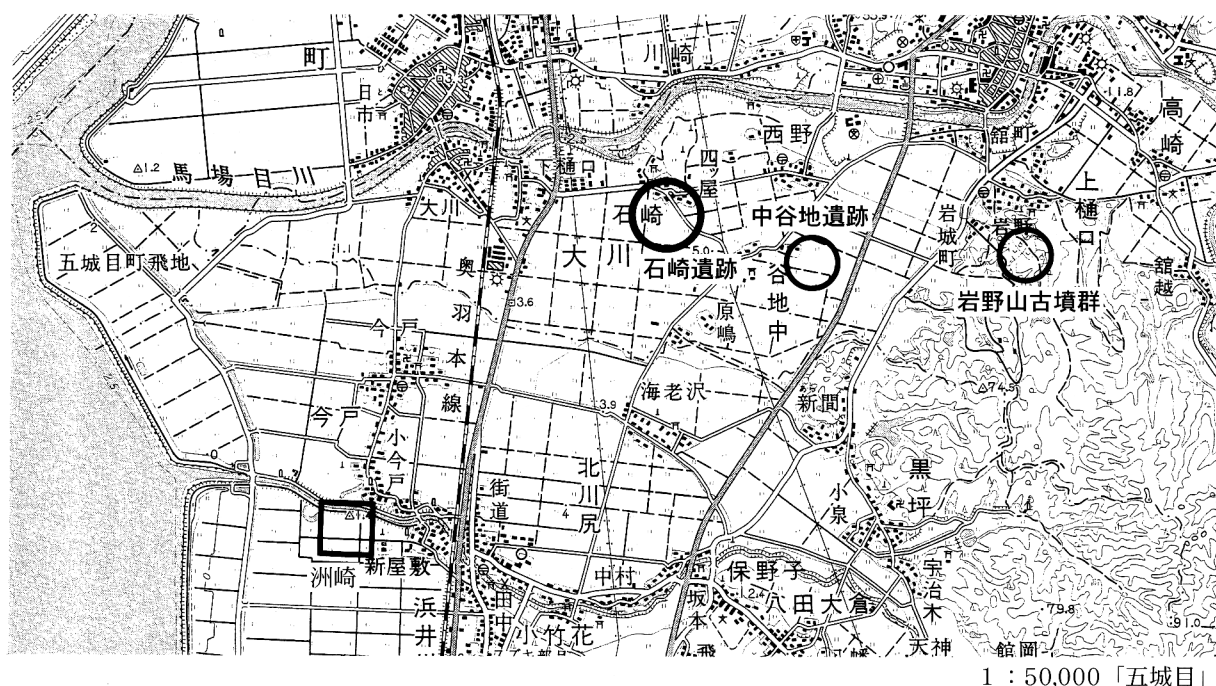
石崎遺跡は五城目町大川石崎に所在し、中谷地と同じ沖積地上に立地する。昭和42年から小規模な発掘が3回実施され、詳細は不明ながら、手斧がけによる径60~80cmの丸柱からなる櫓跡や東西に

180m続くとされる柵列等を検出したと報告がある。出土・採集遺物は土師器・須恵器(墨書土器を含む)の他に円面硯・鉄製品(報告では刀剣・鎧片)・砥石等があり、9世紀後半代が主となるようである。この遺跡については、調査担当者の一人であった東北大学(当時)の高橋富雄氏が「秋田郡衙跡」説を表明している。

岩野山古墳群は五城目町上樋口字樽沢に所在し、通称「岩野山」と呼ばれる標高46m前後の舌状台地先端部に立地する。昭和35年に勾玉などの遺物を発見したことを発端とし、昭和36・38・49年に3度の調査が実施された。調査の結果、18基の古墳(周溝)・土坑墓等が検出され、土坑墓には組合式木棺・割竹式木棺を推測させる遺構もあると報告されている。遺構内外より、土師器・須恵器の他に勾玉・腰帯飾石・蕨手刀・毛抜太刀・円頭太刀・鉄鎌・刀子等が出土している。土器類からみた時期は、8世紀中葉～9世紀代に収まるようである。遺構及び出土遺物から、本古墳群の「被葬者は、蝦夷征伐に関連する中央管理職にあった者と推測される」としている。

上記3遺跡の検出遺構・出土遺物と位置・立地を総合すると、馬場目川下流域左岸(南岸)石崎の地に秋田郡衙あるいはこれに準ずる公的施設が置かれ、その東方に祭祀域(場)を設け、さらに東方台地上に墓域を配するという古代律令制下における官衙及び関連諸施設配置を読みとることが可能となる。なお石崎遺跡は秋田城の北方約21kmに位置している。

いずれにしろ『和名類聚抄』によるところの古代秋田郡北部の郷である方上郷や率浦郷は、中世に入り解体と再編に向かうが、遅くとも8世紀後半代から連綿と開発が進められてきた素地・風土の中に大河兼任が生まれ、その後、おそらく方上郷から分かれた「湯河郷」に“洲崎”の場が構築の日を迎えるのである。



第6図 古代秋田郡北部の官衙関連遺跡

4. 最初に道のみありきとは

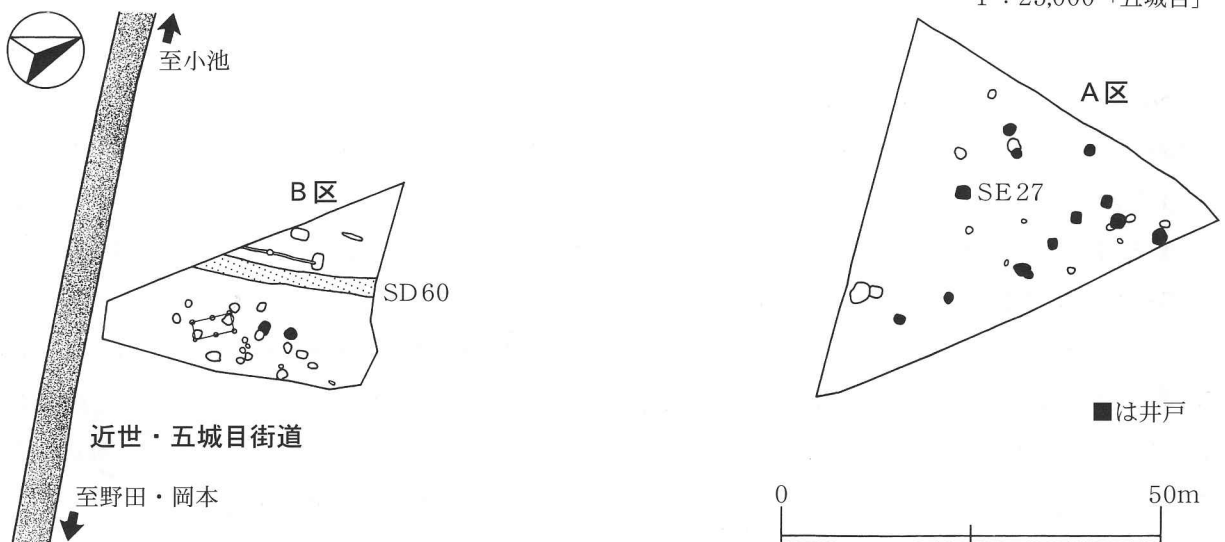
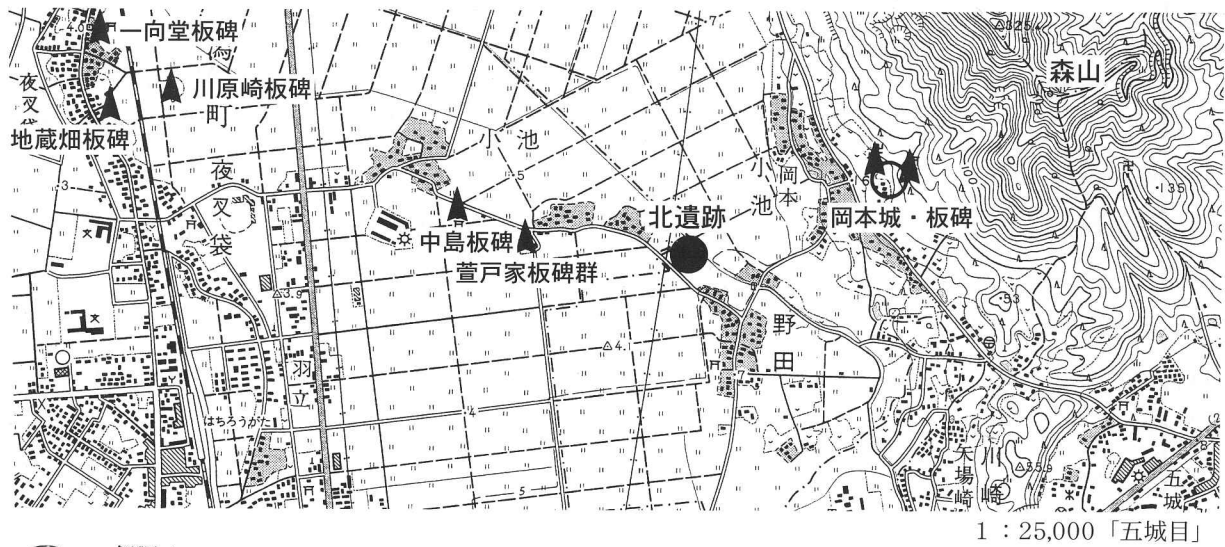
プレA期すなわち洲崎成立前夜には、南北の道路のみが存在していたとする。前稿でその根拠は全くないと記したが、洲崎の北東約4.5kmに位置する五城目町北遺跡^(註8)の事例を紹介することで集落と道路の関係及びその先にあるものについて言及したい(第7・8図)。

北遺跡は五城目町野田字北に所在し、標高4～5mの沖積低地上に立地する。ここは平成8年、日本海沿岸東北自動車道建設に伴う分布調査により新発見された遺跡であり、平成11年に発掘調査が行われている。調査の結果、A・B2地区から中世では掘立柱建物跡1棟^(註9)(報告書では時期不明)、井戸跡15基、便所跡3基、堀・溝跡2条等が検出されている(第7図下)。出土遺物には、須恵器系中世陶器、白磁6点・青磁9点、土製品(土錘・羽口)、金属製品(刀子・釘)、銭貨、砥石、木製品(木簡・漆器碗・漆器皿・折敷・箸・曲物容器・蓋・箱・栓・櫛・下駄・草履芯・刀子柄・紡錘車・膳脚・楔・ちゅう木など)がある。木簡は「(符籙)急々如律令」墨書の呪符木簡であり、中世の呪符木簡は県内唯一例となる。出土遺物から見た遺跡の存続時期は、12世紀後半・末を上限とし、13世紀前半から14世紀前半までだが、13世紀代にピークを迎える。

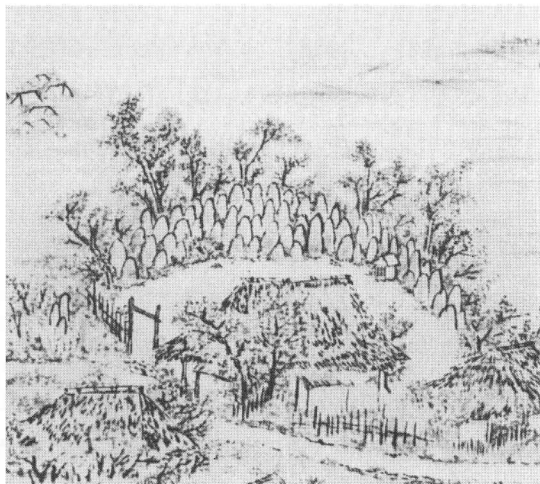
遺跡は八郎潟町一日市・小池と五城目町野田を結ぶ道路(町道野田小池線)沿い北側に位置する。この道路は羽州街道から分岐する脇街道である五城目街道として近世初期には整備されていたことが『正保四年出羽国一国絵図』(1647年秋田藩作成)からも明白である。また小池には中島板碑や萱戸家板碑群が存在することから、近世・五城目街道のうち、少なくとも一日市—小池—野田(—岡本)間は中世から続く道であったことが推測され、検出遺構のうち堀(SD60)・溝跡はこの道路に直交して構築されていることもその証左となろう。しかし本遺跡が集落として盛期を迎えている段階では、これら板碑群(南北朝期、14世紀前半～中頃)は存在していないことになる。が逆にこのことは板碑群造立以前、遅くとも13世紀前半代には本道が整備され、集落が形成されていたとも思考することができるのではない。ただ残念なことに肝心の集落の様相は、貿易陶磁の保有と多彩な木製品、祭祀遺物に特徴を見いだせるものの、堀・溝と建物・井戸などの諸施設配置のあり方が不明確であり、現状では「どのような集落であったのか」について追求できない。他方、遺跡前面の道路を東に進み野田を経由して岡本に至ると、そこは中世熊野信仰・山岳信仰との関係が深いとされる森山麓に行きつく。森山は標高325mの低山ではあるが、「修験者の道場」として、また「山岳信仰の対象として周辺住民の参詣は絶えなかった^(註11)」ところである。

すなわち北遺跡とは、その成立に西方の板碑群造立が関与しているのではなく、まず東方の宗教施設があることを前提に、そこに向かう道路が整備され、北という地区に集落が誕生する。その後道路沿いに板碑が作られ始めるが、この時期が本集落の終焉期となる。しかし遺跡前の東西道路は廃道となることはなく生活道路として存続したことは、近世初期に五城目街道として再整備されたことから明らかである。この類推は洲崎A・B期の様相と重なりをもつ。ただ決定的に異なるのは集落の終末期と中世から近世における主要道(街道)としての継続性の有無である。特に後者は両遺跡の評価・比較を考える上で大きな意味をもつものであり、最終項でふれる。

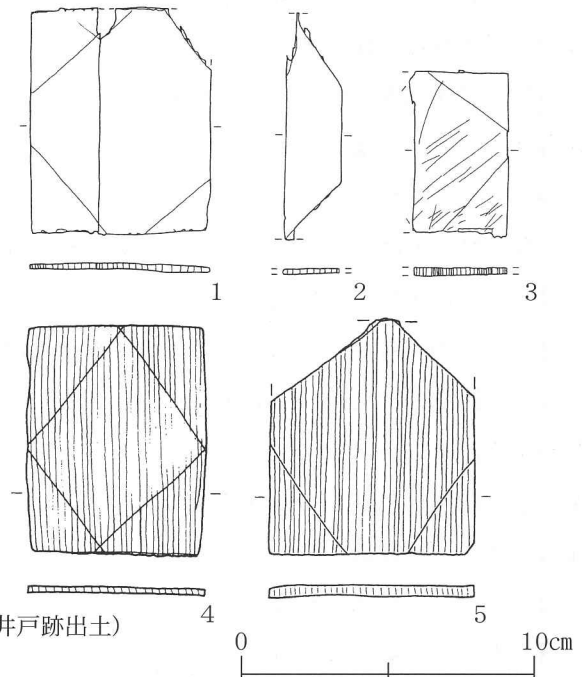
ところで萱戸家板碑群は、菅江真澄の日記『ひなのあそび』の中で「小池という村にあまたの石碑あり^(註12)」として図絵を伴い登場する。その説明文には、「田の中をうちかきて古碑を百あまり掘得たり」とある。実際に図絵に描かれた石碑(板碑)を数えると67基となる(第8図左)。本板碑群は『秋田県史



第7図 北遺跡と遺構配置図



菅江真澄『ひなの遊び』より



1～3 北遺跡(SE27井戸跡出土)
4・5 洲崎遺跡

第8図 真澄が描いた萱戸家板碑群(左)と「板状方形木製品」

(註13) 考古編』では22基とされているが、八郎潟町教育委員会による平成12年の調査では72基の板碑が現存するようである。^(註14) 数字の近似性は単なる偶然ではなく、真澄絵の写実性の高さに繋がるものと評価される。いずれにしる図絵は北から臨んだ構図であり、手前の古道を左手(東側)に約500m進んだ先に北遺跡が位置することになるのである。

なお遺物について次の2点を追加紹介する。北遺跡と洲崎遺跡の共通する出土木製品に「板状方形木製品」がある。一定量の出土がありながら全くの用途不明である板状方形木製品は、管見の限りでは2遺跡以外にはない。第8図右に示したように形状・法量が酷似することから、両遺跡の関連が注目される。また砥石のうちの1点は、熊本県・天草産中砥の可能性もある。これは北遺跡報告書刊行後に汐見一夫(鎌倉考古学研究所)・高桑弘美(山形県埋蔵文化財センター)両氏に見ていただいた結果によるもので、報告書の第47図2(68頁)に図示されているものである。

5. 洲崎遺跡は「宿」か

洲崎が集落として形成される段階、すなわちA期は宗教施設を背景にした「宿」が成立したとする。しかし何をもって「宿」とするのか、これには洲崎で検出した掘立柱建物跡についてまとめる必要がある。それは報告書を含め、建物についての詳細な情報の提示がなされていないことを主因とする。

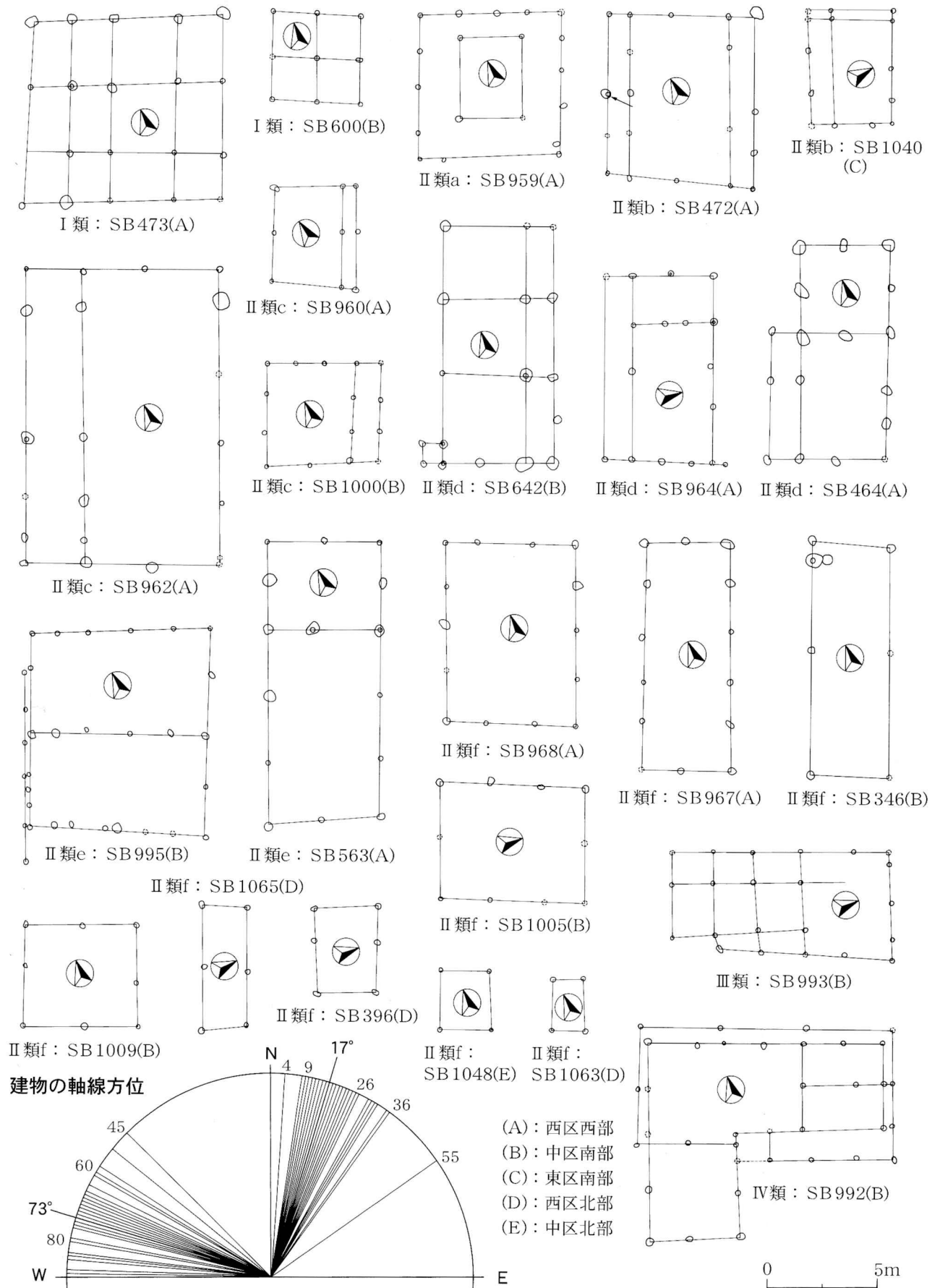
調査により確認された建物は115棟となる。西区西部41棟、中区南部41棟、中区北部16棟、西区北部10棟、東区南部7棟である。建物の分布を地区毎に見ると大きなばらつきがあることを明確に読みとることができる。すなわち、西区西部では820㎡の範囲から41棟の建物を検出しており、20㎡で1棟の分布となる。また中区南部も同じく41棟を確認しているが、対象面積が2000㎡なので約50㎡に1棟の計算となる。一方東区南部では4370㎡の範囲内にわずか7棟にすぎず、624㎡で1棟の分布となるのである。

一方、建物を身舎の柱穴配置から分類すると次のようになる(第9図)。

I類：総柱建物、II類：側柱建物、III類：側柱建物に総柱型を取り込むもの、IV類：曲家風建物。各類別の棟数はI類4棟、II類109棟、III類1棟、IV類1棟となり、圧倒的にII類の側柱建物が多い。なお各掘形(柱穴)の大きさは一辺・径が約25～30cmの規模であるものが圧倒的だが、径50～60cmを測る掘形も少数ある。その深さは15～45cm程である。遺存していた柱材(角材)はその太さが一辺6～18cmであり、特に9cm前後のものが多く。

I類4棟のうち、3棟が西区西部に見られ、残り1棟は中区南部に位置する。西区の1棟を除く3棟は平面形が方形を呈するもの(2×2間、4×3間、4×4間)であり、高橋與右衛門氏による掘立柱建物跡分類のIII型「ほぼ方形に近い平面形を持つ総柱の建物跡」にあたる。^(註15)

II類は、庇・間仕切り柱の有無から細分される。a：四面庇の建物、b：二面庇の建物、c：一面庇の建物、d：一面庇の建物身舎に間仕切り柱を伴うもの、e：庇を持たずに間仕切り柱を伴う建物、f：庇・間仕切り柱を持たない建物となる。aは西区西部の1棟だが、身舎が1×1間で底部の柱穴柱穴配置から再検証の必要がある。bは西区西部と東区南部の各1棟であり、身舎が3×2間の建物となる。cは8棟あり、西区西部と中区南部の各3棟、東区南部・中区北部の各1棟である。dは西区西部の2棟であり、身舎は5×2間と4×3間となる。eは中区南部7棟、西区西部4棟の11棟である。fは85棟を数え、中区南部28棟、西区西部27棟、中区北部15棟、西区北部10棟、東区南部5



第9図 洲崎遺跡検出の掘立柱建物跡

棟となる。西区北部では検出した10棟全てがⅡ類 f となる。

Ⅲ類は中区南部の1棟のみである。本類は宮本長二郎氏の住居分類におけるⅡb型となるのかもしれない。^(註16)Ⅳ類も中区南部の1棟のみであり、身舎がL字形をなす。

以上のように一覧すると洲崎遺跡の建物は、庇・間仕切り柱を持たない側柱建物が全体の74%に達し、圧倒的に多いことに気づく。しかも規模で見ると、1×1間建物が16棟(面積平均6.8㎡)、2×1間建物が36棟(同11.3㎡)、2×2間建物9棟(同16.1㎡)となり、桁行が5間以上の建物は全体でもわずか10棟に留まる。さらに柱穴配置は矩形・方形を意図していると思われるが、検出遺構としては、いびつな小型の建物が優位となる点を本遺跡の特徴とすることができる。

他方、建物の主軸方位に着目すれば、強い規制を読むことができる。すなわち南北道路・堀は、N-17°-Eの軸線上に構築されるが、建物も多少のブレはあるものの、この軸線上あるいはこれに直交するN-73°-Wの軸線前後に集中する(第9図左下グラフ参照)。

建物の分布の偏りと小規模な建物群のあり方、そしてこれらを含む建物の斉一性は洲崎集落のあり方とどのように係るのであろうか。

ところで「宿」とは何か。五味文彦氏は、その著書「中世都市の展開」のなかで、宿の要素として「(1)道にそって、(2)民家が集住し、(3)寺院や堂が信仰の場として生まれ、(4)裕福な「有徳人」が成長し、近くの川の(5)河原に、(6)市が設けられてにぎわう」と記している。^(註17)さらに宇佐見隆之氏は「津・市・宿」において「市が確認される場合は、港町や寺社門前を除くと、宿の確認される場が多い。つまり、たとえ市の立地が宿とは分離していても、市と宿は完全に分離して考えることはできない」とする。^(註18)すなわち、「宿」には道・宗教施設・市が不可欠な要素となるようである。

埼玉県毛呂山町の堂山下遺跡(14世紀後半～16世紀初頭)は、考古学の調査成果と文献・歴史地理学などとの検討結果から、鎌倉街道上道沿いの「苦林宿」と推定されている。ここで検出された建物跡は、2間×2～3間の小型建物であり、面積にして15～25㎡の規模となる。調査担当の宮瀧交二氏によると「とくに「鎌倉街道」に面する屋敷地内には道に軒を接するように小規模な建物が横一線に建ちならんでいたとみられ、「町屋」様の景観が復原できる」と見ている。^(註19)洲崎の「宿」のイメージもここから発することはできないものであろうか。

6. 宗教施設と板碑とその背後にあるもの

「宿」成立の背景にある宗教施設とは何か。それはB期における洲崎周辺域での板碑群造立から類推される南北道路北方の今戸・大川と東方の東伝寺?を含む井川流域の2方向を見据え、その背後には安藤氏一族が深い係わりをもっていたと見る。これは加藤民夫氏の指摘にもあるように、安藤氏は「遅くとも13世紀末から日本海の交易を通じて秋田郡や小鹿島と深く関わって」おり、14世紀初め頃までに「秋田郡や小鹿島に交易の足場を固めつつあったことは明らか」とする。^(註20)そして前稿で示したように、安藤氏は14世紀中頃には少なくとも男鹿地域に定着し勢力をもっていたことになる。

(1) 時衆(系)板碑の存在

まずは洲崎周辺の板碑の特質についてふれる。県内には318基の板碑が存在するが、磯村朝次郎氏によると、時衆(系)の板碑は10基のみとされる。^(註21)その分布も男鹿半島・湖西部の男鹿市・若美町4基、湖東部の井川町3基、内陸南部の羽後町・平鹿町3基と限定される。井川町の3基は、新屋敷板碑の

うちの2基(建武2年・康永5年銘)と田中神明社板碑(文和4年銘)であり、「阿号を有する板碑」とされる。阿号は法名であり、初期の浄土宗でも用いられるが、「南北朝、室町期の板碑その他の遺物に阿号を有するものは、まず時衆直系とみなしてさしつかえない」とする。事実、新屋敷板碑には、「意阿」「廬阿上人」が、田中神明社板碑には「行阿」と刻まれている。さらに磯村氏は、「時衆が北奥に浸透する背景として平安末以来の浄土信仰、善光寺信仰の先蹤流布があり、さらに各地に勧進されていた熊野神社の存在が大きかったであろうこと。時衆はこれら既存の信仰を拠点として予想以上の速度をもって北奥の人心を収攬したかに思われること。いま一つの要因として、移住関東武士の中には本貫地において時衆的環境の影響を蒙っていたと考えられる」と記している。さらに「時衆過去帳」によると応永年間(1394~1428)の記録として大川に時衆信者がいたことになる。^(註22)

このように見ると洲崎近辺においてB期には時衆的環境が整っていたとも見られ、大方(八郎潟)^(註23)東部域では井川周辺にのみ時衆(系)板碑が存在していたことに意味があるのかもしれない。

(2) 安藤氏と山王・熊野信仰

次に宗教・信仰と小鹿島(男鹿)の関係から安藤氏の定着についてふれる。男鹿本山・赤神神社にかかわる伝記によれば健保4年(1216)、比叡山に模した山王七社を建立したとされ、その一社が男鹿台島・日吉山延命寺無量寿院である。これに従えば13世紀前半頃から山王信仰を取り入れていたことになる。^(註24)山王信仰と言えば、安藤氏との深く強い結びつきが知られる。安藤氏を介して日本海沿岸部に山王信仰が伝播していったのが14世紀に入ってからとされることから、男鹿に山王信仰を受容する、すなわち安藤氏を受け入れる素地が前代から存在していたとも言えよう。^(註25)

他方、貞和5年(1349)の記録《米良文書》には、「安藤(東)氏や山北の小野寺氏ら、熊野を信仰し、檀那としてこれを保護する」とある。^(註26)安藤氏と熊野信仰との係わりは前稿において、今戸の真言宗・熊野山実相院や堂舎が並列する熊野神社などの宗教施設の存在から示していた。熊野信仰は時衆・山王信仰・禅宗等と相関をもち、安藤氏の庇護のもと日本海沿岸・湖東部から次第に秋田郡の内陸部へと浸透していくのである。^(註27)

(3) 坂本湊城跡

洲崎遺跡の東方約2.5kmに位置する坂本湊城は、未調査の遺跡ながら古くから安藤氏一族の城館として周知され、安東脩季の家臣という安孫子喜兵治、または安東久季こと湊五郎が館主とされる。このことから洲崎の成立・存続に深い関係をもつ城館とも考えられる。

その坂本湊城跡は井川町坂本字山崎に所在し、坂本城・古館とも称される遺跡である。標高15m程の段丘上(舌状台地先端部)に立地し、『井川町史』に従うと2つの郭(I・II)からなるという。^(註28)郭面(曲輪)の規模は、『秋田県の中世城館』に付された図面を基にすると(第10図)、I郭で南北180m×東西50~105mの楕円状を、II郭は一辺約125m四方の方形を呈する。^(註29)ただ同図を見る限りではII郭の東にも郭が存在するかのようであり、3つの郭が東西に並ぶ連郭状の城館であった可能性がある。II郭の南北にはそれぞれ空堀を伴う張り出し部をもち、南の張り出しは俗称ジョウノワキ(城の脇)という地名が残る。また郭西端には長さ40m、高さ4mの土塁が南北に遺残するが、県道により切断されている。このII郭の周囲には赤沢川(井川支流)から水を取り入れたと見られる俗称ホリヤ(堀)が幅20~30mの規模で巡る。昭和8・9年頃、I郭の西寄り地点で土採掘中に素堀の井戸と方形枠組の井戸状遺構が発見されており、枠組内より穀類・藁灰・三つ引き紋入り木杯(漆器椀か)が出土したという。

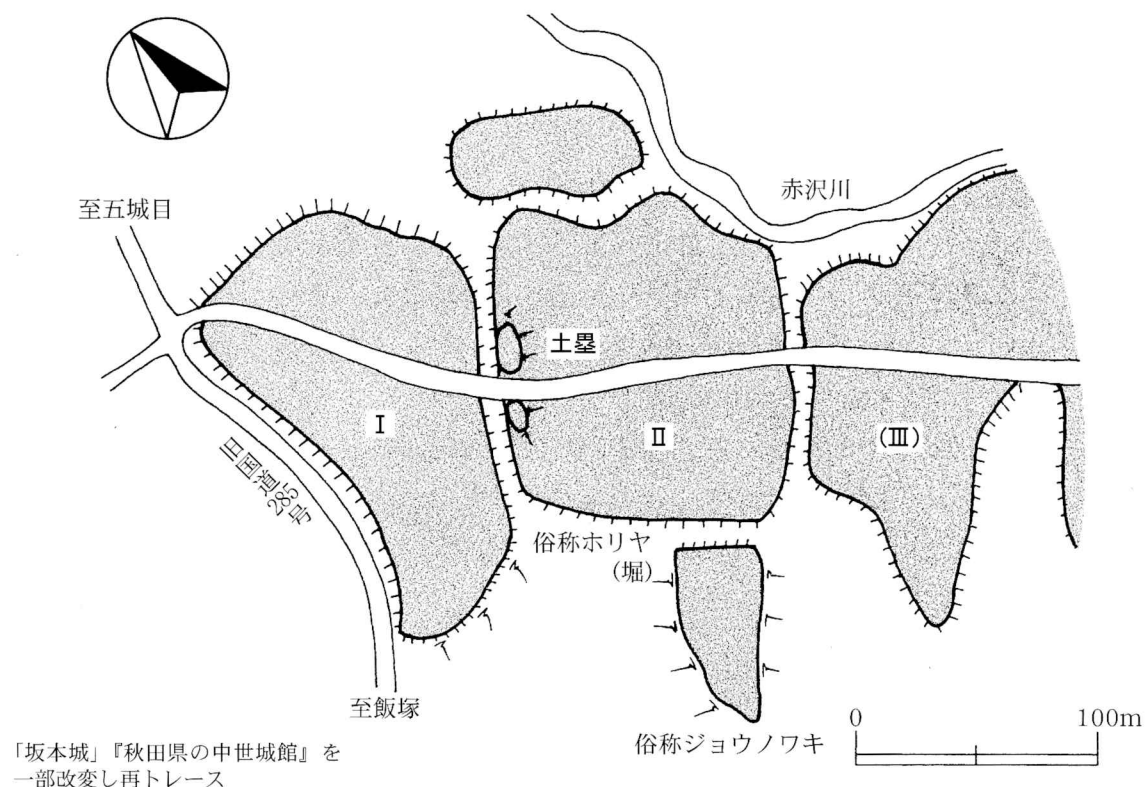
その後、Ⅱ郭内の畑地から土師器・須恵器・刀子・古瀬戸・黄瀬戸・青磁片が採集されている。またⅠ郭には明治中頃まで三輪神社、椿神社の祠があり、西麓には熊野神社があったとのことである。

なお坂本の地名は、遅くとも中世・戦国期から「坂本村」として登場する。坂本とは「字義の通りで坂の下で、中国や四国地方に多く」、山麓に分布する地名のようである。^(註30)一方、先の山王信仰は、比叡山の守護神として近江国坂本の日吉大社が祀る山王権現に行きつく。^(註31)津軽安藤氏が現在の青森県市浦村に建立した山王坊は発掘調査の結果、近江国坂本の日吉大社を模した形態をとることが判明している。坂本の地名と山王信仰・安藤氏とは、単なる偶然なのか、地名研究・歴史地理学から何らかのアプローチはできないものであろうか。

7. 湯河と湯河湊

洲崎遺跡を考えると、湯河あるいは湯河湊の語彙を無視することはできない。湯河とは、文献史料に登場する地名であり、洲崎の所在する井川地域とする説が存在するからである。しかしこれはあくまでも有力な擬定地ではあるものの確定しているわけではないが、井川を含む八郎潟東岸域とされる。その一方で男鹿市船越(古屋敷、船越水道の江川周辺)や男鹿半島西岸の戸賀湾とする説もある。

また湯河湊については、『洲崎遺跡』報告書において安易に『吾妻鏡』(延応元年11月5日条)にある「出羽国秋田郡湯河湊事」を引用し、洲崎が湯河湊であるかの印象を与えてしまったことは否めない。この点については加藤民夫氏の指摘にもあるように、延応元年6月「橘公業領地譲状」に「出羽国秋



第10図 坂本湊城跡の地形概略図

田郡の内、湯河、澤内、湊」(原文かな書き)、同年11月の「橘公員宛地頭職領地下知状」に「出羽国秋田郡湯河・澤内・湊」とされ、「湯河湊」の表記は『吾妻鏡』のみであり、「湯河」と「湊」は取りあえず分離しておく必要があることを明記する。なお「湊」については、現在の秋田市土崎であることに異論はない。またこのことは土崎が湊として機能したことを示す初見史料にもなる。^(註33)さらに戦国時代には湊(土崎)付近を湯河湊と呼ぶならわしもあったそうである。^(註34)

その後、『新羅之記録』によると康正2年(1456)、「出羽ノ国湯河湊ノ之屋形・・・」の記述が見られ、「湯河湊」の名詞が登場する。ただ新羅之記録は松前藩により寛永20年(1643)にまとめられた文書であり、そのまま受容していいものか判断はできない。しかしながら前出の加藤氏によれば、「湯河湊」を架空の名称とするわけにはいかない・・・(洲崎遺跡)が北方交易をふくむ湖東部の中心的な湊町に発展した十四世紀末頃から、かつて橘氏時代の湯河郷に因んで「湯河湊」と称するようになったと推定^(註35)しているのは、『新羅之記録』の記事の解釈から導き出した記述であり、説得力をもつ。

小野一二氏は「湯河考」において、「湯河の地名は、いつの間にか「ユカワ」から「エカワ」になまってよばれるようになった・・・この地方のことばのなまりは、ユとエの間の発音が多く、現在の井川もユカワとエカワの中間的発音をする人が少なくない^(註36)」と記している。また同氏は、「近畿・中国には湯を「イ」と読む地名いくつか見られる。地頭橘氏の本貫の地は伊予宇和郡であることなども、連想をよぶ。発音がなまって湯川が井川に変わったのではなく、最初からイカワだったのではなかったか。井川は後に発音に合わせた結果の表記なのではないか」とする。さらに湯河＝船越説をとる小野正人氏は井川について、「往古は井川すなわち江川で、舟の聚散するところであった^(註37)」としている。

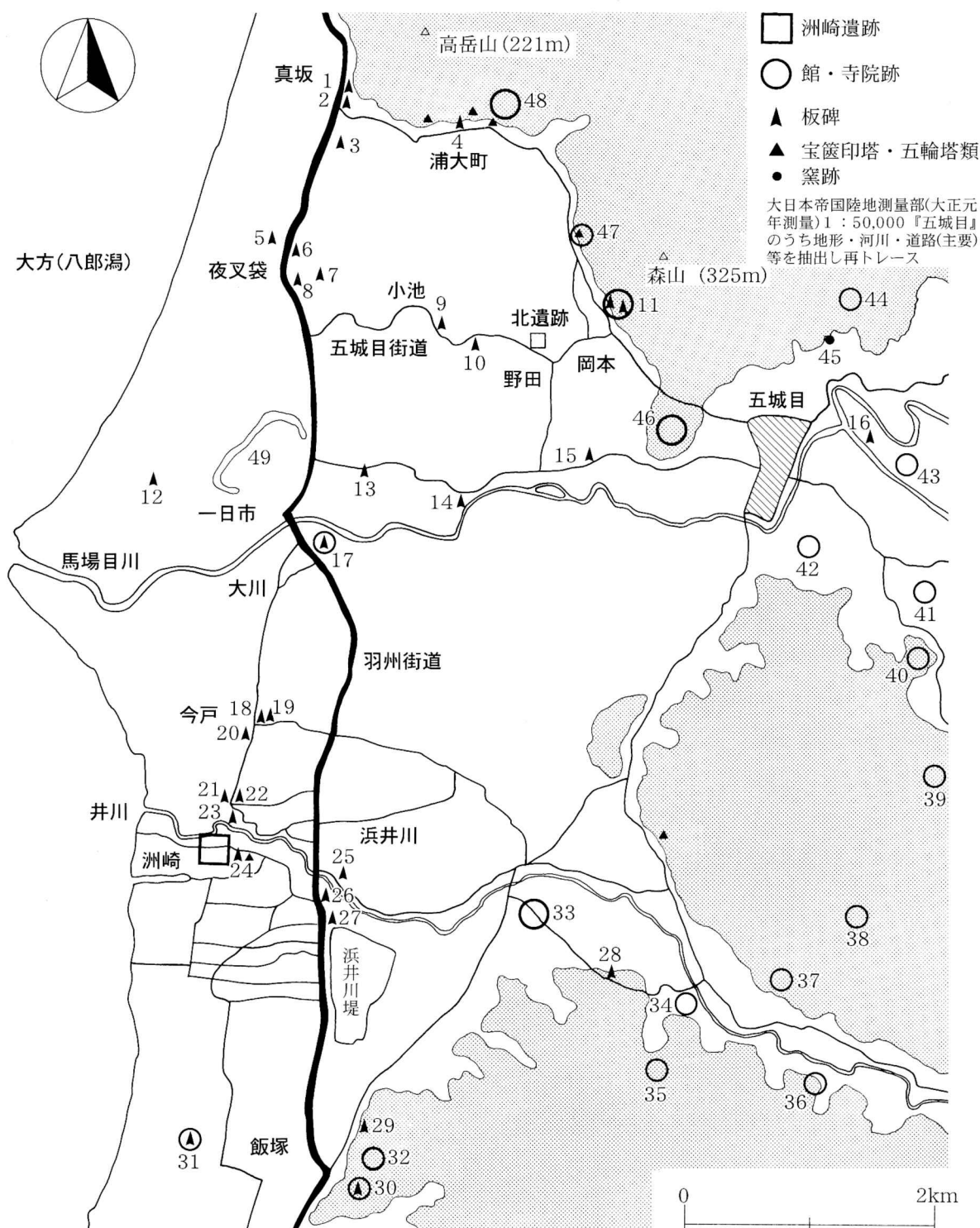
なお洲崎の北に隣接する「今戸」の地名は、「戸」が「津」や水戸で船の通るところの意味をもつことから、「今津」すなわち新しい湊となる。また「大今戸は明治初年まで湖岸に接し、北と南に二本の排水路が湾に注ぎ、その先端が尖状の三角州を形成し、これに挟まれた湾入は船だまりとなって湖岸の港であった^(註38)」との聞き取り情報もある。洲崎と今戸、洲崎の湊と新湊、何かしらの関連はないのだろうか。

ところで中世の「湊」は、「宿」と同じ時期に成長を見たといい、前出の五味氏によれば「湊は宿の要素のうち道にかわって川を、川にかわって海を考えればよいとする。つまり、(1)海に流れこむ河口にそって、(2)民家が集住し、(3)寺院や堂が信仰の場として生まれ、(4)裕福な「有徳人」が成長し、海の(5)浜には、(6)市が設けられてにぎわう^(註39)」と記している。

8. 宿・湊そして市

洲崎を構成する「宿」「湊」に内包して存続したであろう「市」については、現在の「五城目の朝市」や八郎潟町「一日市」の地名から遡って見てみる(第11図)。

「五城目の朝市」として知られる市は、馬場目村町村(五城目町馬場目字町村)を発祥の地とされている。それは菅江真澄『ひなの遊び』の記録に基づく。真澄は文化6年(1809)に馬場目を歩き、町村の市のことを聞き書きしている。それによると、元亀の頃(1570～73)既に町村市は六斎市になっており、人々が集まり賑わっていた。それが天正末から文禄の頃(1590年前後)の戦乱のときに、市神としていた八角の辻柱を盗んで押切の村に立てたところ、市人がたくさん集まった。ところが、その夜のうちに市神の柱を五城目の市に移して市を開き、その市が今も続いている。押切村の市はわずか一日



第12図 洲崎周辺の地勢・中世遺跡と近世街道の位置関係

- 1:大沢板碑 2:石塚板碑 3:沢田板碑 4:豊坂板碑 5:後谷地板碑 6:一向堂板碑 7:川原崎板碑 8:地藏畑板碑
 9:中島板碑 10:萱戸家板碑群 11:岡本城・板碑 12:蒲沼板碑 13:上屋根板碑 14:前川原板碑 15:貝保板碑
 16:広ヶ野板碑 17:大川城・板碑 18:実相院板碑 19:熊野神社板碑 20:賢蔵院板碑 21:小今戸板碑 I
 22:小今戸板碑 II 23:小今戸板碑 3 24:新屋敷板碑 25:資料館前板碑 26:田中神明社板碑 27:羽立伊勢堂板碑
 28:八幡神社板碑 29:飯塚神明社観音堂板碑 30:築掛館・板碑 31:観音寺(寺院)・板碑 32:小玉館 33:坂本湊城
 34:築館 35:比丘尼館 I(伝寺院) 36:味噌野(寺院) 37:館岡館 38:比丘尼館 II 39:帝釈寺館 40:館越館
 41:熊野台 42:雀館 43:広ヶ野館 44:砂沢城 45:砂沢窯跡 46:細越館 47:東谷寺跡 48:浦城 49:押切城

その一方で、馬場目川を2km程遡った馬場目字寺庭には白山堂(白山権現社・白山神社、第11図右下)が存在する。『秋田風土記』によると白山堂には3枚の棟札(写し)があり、1枚は建長(1249～56)の紀年、2枚目には「阿部東太郎吉定」の名が、もう1枚には弘安(1278～88)の紀年と「藤原久縄」^(註44)銘がある。阿部・安倍は安藤氏の最初の姓であり、太郎は安倍氏総領を示す。また藤原は安藤氏が時に応じて称した姓である。これに従えば、白山堂は安藤氏により13世紀中～後半には創建されたことになる。しかしその棟札は『秋田風土記』が編纂された文化12年(1815)には既に「亡失」していたが、慶長年間(1596～1615)までは存在していたとする。また大同年号(806～810)をもつ鰐口もあったが、「今寺になし」と記される。小野一二氏によれば、馬場目地域の中心が中村(寺庭の隣接集落)であったとも言われ、その中村が白山堂の門前(寺庭)で最初に市が開かれたとする。その後、安藤氏が馬場目城を構えたことから、市を門前の町村に移動させたとも記している^(註45)。

以上のことから、13世紀中～後半に白山堂という宗教施設を背景にした市がその門前の中村か寺庭立てられる。15世紀末になり、市の主体者である安藤氏の城館が移動したことを受けて、新たに町村に市を置く。町村市は16世紀後半代には賑わいを見せていたが、1589年の「湊合戦」で安藤氏城館の落城を契機として、一日市・五城目と市が移動を余儀なくされるものの、五城目市は現在でも「五城目の朝市」として存続する。

馬場目川流域での市の移動は、やはり安藤氏と宗教施設が深く係わりをもつ。同様の動きは同時代となる井川流域・周辺でも馬場目川流域と強い連鎖をもっていたことが十分に推測される。

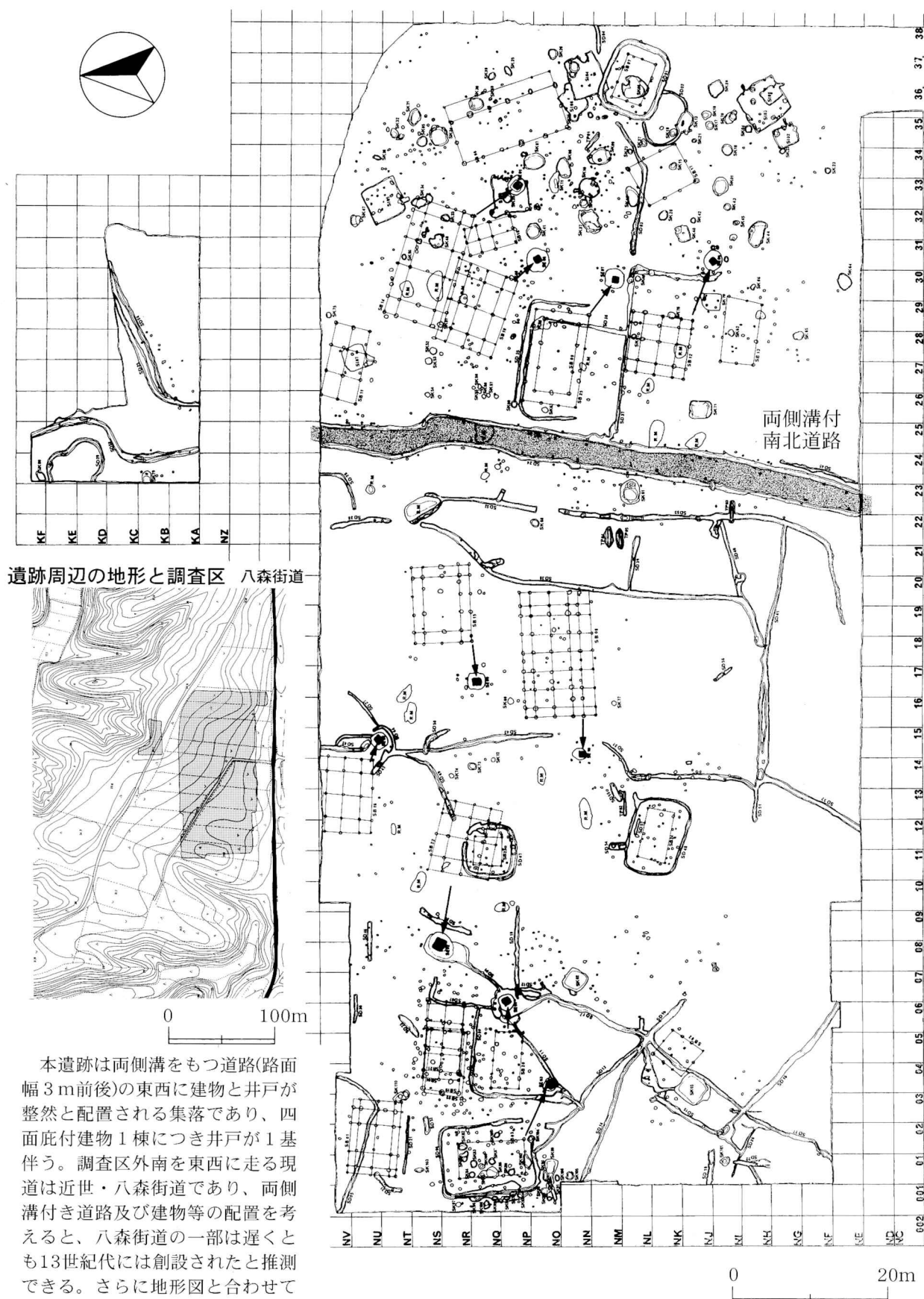
最後に中世市庭遺跡の共通要素について、伊藤正義氏はその著作「市庭の空間」において、①「生活感が乏しい」、②「耕作の不適地」、③「宗教性・宗教施設の存在」、④「中世の交通の要衝で近世の交通路から外れる」ことの4項目を抽出する。さらに東日本では⑤「大規模な区画・結界施設としての大溝」と⑥「方形竪穴(建物)遺構」の存在を共通要素として加えている^(註46)。

9. 中世街道から近世・羽州街道へ

今まで見てきたように、洲崎という場を構成する要素には宿・湊・市の三者がそれぞれ密接な関係を保っており、分離することに意味をもたない。これには調査の結果得られた遺構・遺物と、遺跡の位置・立地そして文献・歴史地理学の援用によるところ大である。

幅員8mの南北道路を基軸として強い計画性と規制を維持し続けた洲崎は、中世秋田郡北部という地域の枠を大きく越えた存在であったことに間違いはない。その洲崎が宿・湊・市の機能はおろか基軸の南北道路、すなわち中世街道をも消去した(させられた)のは何に因るものか。それが自然営力・災害に基因するものではないことを、300基を超す井戸堆積土の観察から明確にし得る^(註47)。

では何か。政治的要因が働いたとしか考えられない。それは中世末から近世への激動の時期、すなわち16世紀後半～末段階において大きな力を持続していたが故の結末だったのかもしれない。このことは羽州街道の道筋が如実に物語る(第12図参照)。洲崎周辺の中世街道は、南から飯塚—洲崎—今戸—大川—一日市—夜叉袋—真坂と北に向かっていたが、近世に入り羽州街道が整備される時には東にバイパスが新設され、飯塚—浜井川—一日市—夜叉袋—真坂のルートに変更される。まさに洲崎—今戸—大川間を避けるように配された言える。このことは洲崎同様に今戸と大川にも中世末まで続く大きな影響力を持った「場」が存在していた可能性を導き出すことができる。そこにはやはり安藤



本遺跡は両側溝をもつ道路(路面幅3m前後)の東西に建物と井戸が整然と配置される集落であり、四面庇付建物1棟につき井戸が1基伴う。調査区外南を東西に走る現道は近世・八森街道であり、両側溝付き道路及び建物等の配置を考えると、八森街道の一部は遅くとも13世紀代には創設されたと推測できる。さらに地形図と合わせて見ると、両側溝付き道路は東西道路から分岐して北に延び、北側の沢地に降りる道路であったことも明確になる。

第13図 中田面遺跡の遺構配置と道路の関係

氏・宗教施設・街道がキーワードを占めることになる。

中世街道から近世街道への連続性では、先に述べた北遺跡は集落前の東西道路が近世・五城目街道として整備され中世から近世に連続する。ただし遺跡・集落自体の終末は14世紀代であり、中世後期に集落は存在していない。全く同様の事例は本稿では詳細を紹介できないが、米代川河口域の北方、峰浜村中田面遺跡(13～14世紀代)にも当てはまる。^(註48)ここでも調査区外となるが中世の東西道路が認められ(第13図黒太線で表示)、近世には八森街道(大間越街道)として再整備される。^(註49)本遺跡の終焉の時期も北遺跡と同時代であり、集落としての連続性はないものの、街道は近世に継続される。

中世主要街道と近世街道との非連続性とは、中世後期・末まで存続し、おそらく対外的に強い影響力を持っていた場の証であり、これが洲崎遺跡・今戸・大川と北・中田面遺跡や一日市一夜叉袋―真坂間の集落と決定的な違いとなって表出したのであろう。

おわりに

本稿は平成13年12月15日、秋田大学教育文化学部3号館を会場に開催された第9回『秋大史学会古代中世部会』において「洲崎遺跡から見る中世出羽の一様相」として発表した要旨を骨子としている。発表1時間で質疑応答1時間という、ある意味で異例な報告となったのは、一重に発表者である筆者の準備不足が招いた結果である。質疑応答時には秋大史学会会長の熊田亮介氏を始め、塩谷順耳氏・加藤民夫氏に数々のご教示を賜った。文末ではあるが、3氏に深謝の意を表するとともに、野外調査時及びその後の一連の整理作業において支援・協力頂いた関係各位にもここで改めて謝意を表し、本稿を閉じることとする。

註1 秋田県教育委員会 『洲崎遺跡』 秋田県文化財調査報告書第303集 2000(平成12)年

註2 洲崎遺跡に関する論文・資料紹介等は次のとおりである(刊行順)。

a)小野一二 「洲崎遺跡は湯川湊か―中世の環日本海交流―」 『秋田魁新報』 11月17・18日付記事
1998(平成10)年

b)高橋 学 「秋田県洲崎遺跡の井戸と銭貨―発掘調査速報を兼ねて―」 『出土銭貨』 第11号 1999(平成11)年

c)加藤民夫 「洲崎遺跡と湖東通り～中世秋田の交易史の視点から～」 『出羽路』 第125号 1999(平成11)年

d)工藤直子 「秋田・洲崎遺跡」 『木簡研究』 第21号 1999(平成11)年

e)岡田茂弘 「東北の人魚」 『河北新報』(夕刊) 8月17日付 1999(平成11)年

f)高橋 学・工藤直子 「洲崎遺跡」 『発掘された日本列島2000新発見考古速報』 朝日新聞社・文化庁
2000(平成12)年

g)高橋 学・工藤直子 「秋田県洲崎遺跡における道路跡」 『発掘された中世古道』 3 中世のみち研究会
2000(平成12)年

h)高橋 学・工藤直子 「秋田県洲崎遺跡の発掘調査―中世日本海の港湾都市―」 『日本歴史』 第629号
吉川弘文館 2000(平成12)年

i)高橋 学 「秋田県井川町洲崎遺跡をめぐる(1)―考古学上から見て―」 『2000年度東北史学会・秋田大学史学会合同大会資料』 2000(平成12)年

j)工藤直子・高橋 学 「秋田・洲崎遺跡」 『木簡研究』 第22号 2000(平成12)年

- k) 高橋 学 「井川町洲崎遺跡の発掘調査について」 『鰯田文化』 第35号 秋田市文化団体連盟 2000(平成12)年
- l) 高橋 学 「サバマスと呼ばれる木製葬具―秋田県洲崎遺跡の出土例を端緒として―」 『東北民俗学研究』 第7号 2001(平成13)年
- m) 高橋 学 「井川町洲崎遺跡の撞木状木製品めぐって」 『秋田考古学』 第47号 2001(平成13)年
- n) 工藤直子 「秋田県洲崎遺跡」 『掘立と堅穴―中世遺構論の課題』 東北中世考古学会第7回研究大会資料集 2001(平成13)年
- その他、秋田市 『秋田市史第2巻 中世通史編』 1999(平成11)年にも洲崎遺跡の記述が見られる。さらに2002年版『イミダス』(集英社)の「日本史」の項に人魚供養札が「人魚出現の風聞」のなかで取り上げられ、「秋田県洲崎遺跡から出土した「人魚供養札」(木簡)には「アラ、ツタナヤ(けがらわしい)」といって手討ちにされる寸前の人魚の姿が描かれている」と紹介されている。
- 註3 高橋 学 「発掘された中世街道・古道―秋田県洲崎遺跡の事例を中心に―」 『中世出羽の領主と城館』 高志書院 2002(平成14)年
- 註4 高橋富雄 「秋田城をめぐる諸問題」 『日本歴史』 第281号 1971(昭和46)年
高橋富雄 「石崎遺跡とは何か」 『石崎遺跡』 秋田県五城目町石崎部落 1971(昭和46)年
- 註5 五城目町教育委員会 『岩野山』 南秋田郡五城目町岩野山古墳群第3次発掘調査報告書 1975(昭和50)年
- 註6 秋田県教育委員会 『中谷地遺跡』 秋田県文化財調査報告書第316集 2001(平成13)年
- 註7 塩谷順耳氏によると、大河兼任が殺されるときに蝦夷地や畿内で造られたと思われる錦の脛巾はばきを着けこがねづくり金 作の太刀を帯びていたことは、(兼任が)「日本海海運に従事したり、八郎潟・雄物川などの舟運に従事して交易をも営む、外に目を開いた武士」であったと解釈している。このように兼任がこの地に築いた基盤を、海洋型豪族とされる安藤氏が発展的に継承したとも言えよう。
塩谷順耳 「秋田平野と武士団の成長」 『秋田市史第2巻 中世通史編』 p26 1999(平成11)年
- 註8 秋田県教育委員会 『北遺跡』 秋田県文化財調査報告書第315集 2001(平成13)年
- 註9 特にA区は現況が水田であり、水田造成時に相当の削平を受けている。このことと井戸の検出と合わせると、当区にも複数棟の建物が存在していた可能性は高い。
- 註10 秋田県教育委員会 『五城目街道』 歴史の道調査報告V 1985(昭和60)年
- 註11 門間光夫 「甕った地名大方(大潟)」 『秋田地名研究年報』 第15号 1999(平成11)年
- 註12 内田武志・宮本常一編 「ひなのあそび」 『菅江真澄全集』 第4巻 未来社 1973(昭和48)年
内田武志・宮本常一編訳 「ひなの遊び」 『菅江真澄遊覧記5』 平凡社 2000(平成12)年
- 註13 奈良修介 「石造物」 『秋田県史考古編』 1960(昭和35)年
- 註14 八郎潟町教育委員会 『八郎潟町の石碑』 板碑・五輪塔・宝篋印塔編 2001(平成13)年
- 註15 高橋與右衛門 「発掘された中世の建物跡」 『北の中世』 日本エディタースクール出版部 1992(平成4)年
- 註16 宮本長二郎 「日本中世住居の形成と発展」 『建築史の空間』 中央公論美術出版 1999(平成11)年
- 註17 五味文彦 「中世都市の展開」 『都市社会史』 新体系日本史6 山川出版社 p64 2001(平成13)年
- 註18 宇佐見隆之 「津・市・宿」 『都市社会史』 新体系日本史6 山川出版社 p229 2001(平成13)年
- 註19 宮瀧交二 「発掘された中世の宿・市」 『都市社会史』 新体系日本史6 山川出版社 2001(平成13)年
- 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 『堂山下遺跡』 1991(平成3)年
- 註20 註2c)文献 p38

- 註21 磯村朝次郎 「北奥における時衆板碑とその周辺―特に秋田県の事例を中心として―」 『秋田県立博物館研究報告』 第9号 1984(昭和59)年
- 註22 註2c)文献 p41／秋田市 『秋田市史第2巻 中世通史編』 p134 1999(平成11)年 など
- 註23 八郎潟の呼称は、『吾妻鏡』文治6年(1190)の大河兼任の乱において「秋田大方」として登場する。それ以前にも元慶の乱(878年)時における「方口村」の「方」や『和名類聚抄』に見られる「方上郷」の「方」も「潟」を指す。八郎潟と呼ばれるようになるのは、近世に入ってからであり、18世紀後半に表記されだす。その後、伊能忠敬が測量のため秋田に入り『沿岸日記』に「八郎潟」と明記したのは、享和2年(1802)であり、以後公図上の名称として使用され現在に至る。しかし今日でも八郎潟周辺の住民は「潟」と呼び習わしており、わざわざ「八郎潟」などとは言わない。註11文献
- 註24 秋田市 『秋田市史第8巻 中世史料編』 p193 1996(平成8)年
- 註25 註2c)文献 p38
- 註26 註24文献 p68
- 註27 秋田市 『秋田市史第2巻 中世通史編』 p193 1999(平成11)年
- 註28 井川町 「坂本城」 『井川町史』 1986(昭和61)年
- 註29 秋田県教育委員会 「坂本城」 『秋田県の中世城館』 秋田県文化財調査報告書第86集 1981(昭和56)年
- 註30 新野直吉・遠藤巖編 「坂本村」 『角川日本地名大辞典5 秋田県』 角川書店 1980(昭和55)年
- 註31 三浦鉄郎 「馬場目川流域の歴史的地名」 『新編・秋田の地名』 p118 三光堂書店 1987(昭和62)年
- 註32 註2c)文献 p27～28
- 註33 註24文献 p48
- 註34 能代市 「橋公業と大河兼任の乱」 『能代市史資料編 古代・中世一』 p573 1998(平成10)年
- 註35 註2c)文献 P49
- 註36 小野一二 「湯河考」 『五城目町史』 五城目町 1975(昭和50)年
- 註37 小野正人 『秋田陶芸夜話』 加賀谷書店 p23 1979(昭和54)年
- 註38 註31文献 p114
- 註39 註17文献 p64
- 註40 小野一二 『五城目朝市・五百年』 秋田県五城目町 p33 1995(平成7)年
- 註41 磯村朝次郎 「秋田県における中世宝篋印塔の型式と分布―特に八郎潟周辺の場合を中心として―」 『秋田県立博物館研究報告』 第11号 1986(昭和61)年
- 註42 新野直吉・遠藤巖編 「一日市」 『角川日本地名大辞典5 秋田県』 1980(昭和55)年
- 註43 八郎潟町 『八郎潟町史』 1977(昭和52)年
- 註44 今村義孝監修 「秋田風土記」 『新秋田叢書15』 1972(昭和47)年(「秋田風土記」の著者は、秋田藩士淀川盛品)
- 本文献については、菅江真澄研究会菊地利雄氏から教示を頂いた。
- 註45 註40文献 p39
- 註46 伊藤正義 「市庭の空間」 『中世商人の世界』 日本エディタースクール出版部 1998(平成10)年
- 註47 検出した井戸跡312基のうち、明らかに自然堆積を示す事例は12例に留まり、残りは人為的な堆積を示していることを証左とできよう。同様のことは、竪穴状遺構や土坑についても言えることである。
- 註48 秋田県教育委員会 『中田面遺跡発掘調査報告書』 秋田県文化財調査報告書第74集 1980(昭和55)年
- 註49 秋田県教育委員会 『大間越街道』 歴史の道調査報告Ⅰ 1984(昭和59)年に掲載の『海岸通御陣所見分御絵図』(近世：成立年代不詳)から明らかである。同絵図については秋田県公文書館の平田有宏氏から協力を得た。